

競 泳 競 技 規 則

競技役員（競泳）の手引き

2 0 1 4—4—1



公益財団法人 日本水泳連盟

第1編 (公財)日本水泳連盟 競泳競技規則

目 次

総 則	1
第1条 競技会の運営(SW1)	1
第2条 競技役員(SW2)	3
第3条 競技の組み合わせ(SW3)	8
第4条 出 発(SW4)	10
第5条 自 由 形(SW5)	11
第6条 背 泳 ぎ(SW6)	11
第7条 平 泳 ぎ(SW7)	12
第8条 バタフライ(SW8)	13
第9条 メドレー競技(SW9)	14
第10条 競 技(SW10)	15
第11条 計 時(SW11)	17
第12条 記 録(SW12)	18
第13条 全自動装置(SW13)	20
第14条 水 着 等(GR5)	21
第15条 広 告(GR6)	21
第16条 抗 議	21
第17条 そ の 他	22
付 則	24

※()内の英字・数字は FINA ルール条項

競泳競技規則

(公財) 日本水泳連盟 競泳競技規則

総 則

本規則は、国際水泳連盟(FINA : Federation International de Natation) 競泳競技規則(以下「FINA 規則」という)にのっとり制定したものである。(公財)日本水泳連盟(JASF : Japan Swimming Federation 以下「本連盟」という)ならびに本連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という)が主催する競技会(公式競技会)と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会(公認競技会)を対象として適用される。

なお、本規則条項文の末尾記載の()書きは、本規則制定の根拠とした FINA 規則における条項である。

S W Swimming Rules (競泳競技規則)

G R General Rules (一般規則)

F R Facilities Rule (施設規則)

第 1 条 競技会の運営(SW1)

- 1 本連盟が主催する競技会の競技役員は、本連盟公認競泳審判員および本連盟公認競技役員によって構成され、そのうち審判長および主任は A 級または B 級審判員でなければならない。
- 2 本連盟または競技会の主管団体から指名された実行委員会または大会総務は、審判長およびその他の競技役員の権限として本規則に規定されている以外の全ての事項について統括権を持ち、競技会の延期などを含め、運営のために規則に矛盾しない範囲で指示を与えるものとする。(SW1.1)

3 競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数をおく。(SW1.2)

審判長	1名
機械審判	1名
泳法審判員	4名
出発合図員	2名
折返監察主任	2名(プールの両端に各1名)
折返監察員	各レーンの両端に1名
記録主任	1名
招集員	2名
通告員	1名

また必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。(SW1.2.1)

4 公式・公認競技会においては、本連盟によって公認された自動審判計時装置(以下「全自動装置という」)を使用しなければならない。

5 全自動装置を使用できない競技会においては、計時主任と1レーン3名の計時員と2名の予備計時員を置かなければならない。

(SW1.2.2)

6 全自動装置、自動計時装置(以下「半自動装置」という)または1レーン3台のデジタルストップウォッチ(以下「ストップウォッチ」という)を使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。(SW1.2.3)

7 競技会で使用するプールと競技関連設備は、実行委員会または大会総務によって検査され、承認されなければならない。(SW1.3)

(資料⑪ p.140)

8 水中映像装置が使用される場合、その機器は遠隔操作され、競技

者の視界や進路を妨害せず、プールの施設や設備の配置を変えることなく、クロスラインなどの指標を遮ってはならない。(SW1.4)

第 2 条 競 技 役 員(SW2)

1 審判長 (SW2.1)

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示する。競技規則と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。また規則にない事項についての最終決定を下す。(SW2.1.1)
- (2) 競技規則を順守し、いずれの段階においても競技に介入する権限を持つ。(SW2.1.2)
- (3) 3台のストップウォッチが使用されず着順審判を置く場合は、審判長は必要があれば着順を決定する。その管理は第13条(SW13)による。(SW2.1.3)
- (4) 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不相当と思われる者の交代を命ずることができる。(SW2.1.4)
- (5) 競技の開始は、
 - ① ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。(SW2.1.5)
 - ② 背泳ぎの種目(メドレーリレーを含む)においては、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの位置に着かせる。(SW2.1.5)

③ 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発合図が発せられるまでその状態を保持する。(SW2.1.5)

(6) 審判長自身が監察したり、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格・処分決定は審判長が行う。(SW2.1.6)

2 機械審判 (SW2.2)

(1) バックアップカメラの判定を含む全自動装置の監督を行う。(SW2.2.1)

(2) コンピュータによる記録帳票に責任を持つ。(SW2.2.2)

(3) 引き継ぎ記録の確認、および引き継ぎ違反を審判長に報告する。(SW2.2.3)

(4) 引き継ぎ違反の確認のため、バックアップに使用したビデオを審査する。(SW2.2.4)

(5) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録を管理する。必要があれば得点を管理する。(SW2.2.5)

3 出発合図員 (SW2.3)

(1) 審判長から競技開始の合図を受けて、競技者を公正に出発させるまで、競技者を完全に掌握する。(SW2.3.1)

(2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。ただし、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。(SW2.3.2)

(3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたかを判定する。(SW2.3.3)

(4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおおよそ5 m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことが

でき、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。

(SW2.3.4)

4 招集員 (SW2.4)

- (1) 競技に先立ち、競技者の点呼を行う。(SW2.4.1)
- (2) 競技者に宣伝・広告の規則に違反があった場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審判長に報告する。(SW2.4.2)

5 折返監察主任 (SW2.5)

- (1) 折返監察員が、競技中に任務を十分に果たしているかを確認する。(SW2.5.1)
- (2) どのような違反でも、折返監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告する。(SW2.5.2)

6 折返監察員 (SW2.6)

- (1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ位置する。(SW2.6.1)
- (2) 泳者が折り返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折り返し後の最初の一かきの終了まで、競技規則に従っているかを監察する。

また、スタート側に位置する監察員は、泳者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているかを監察する。ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているかを監察する。(SW2.6.2)

- (3) 800 m および 1500 m の個人競技においては、その担当レーンの泳者が完了した折り返し回数を記録する。泳者には、「ラップカード」を見せながら残りの折り返し回数を知らせる。ラップカウンターを使用してもよい。(SW2.6.3)
- (4) 800 m および 1500 m の個人競技においては、スタート側の最終折り返し 5 m 前に泳者が達したときから折り返し後 5 m に達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、

振鈴によって行う。(SW2.6.4)

- (5) リレー競技において、引き継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、第13条(SW13.1)に従う。(SW2.6.5)
- (6) 泳者の違反を監察した場合は、審判長に報告できるよう、審判用紙に種目、レーン、違反等の内容を記入し、署名の上、折返監察主任に提出する。(SW2.6.6) (書式② p.105)

7 泳法審判員 (SW2.7)

- (1) 泳法審判員はプールの両サイドに位置する。(SW2.7.1)
- (2) 泳者が競技規則に従っているかを監察する。また、折返監察員を補助するために、折り返し動作およびゴールタッチについても監察する。(SW2.7.2)
- (3) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目、レーン、違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。(SW2.7.3)

8 計時主任 (SW2.8)

- (1) 計時員に、その位置と計時するレーンを割り当て、それぞれの任務を指示する(各レーン3名の計時員を配置することが望ましい)。全自動装置が使用できないときは2名の予備計時員を配置する。ストップウォッチを用いる場合は、時間と順位はその計測されたタイムで決定する。(SW2.8.1)
- (2) 各レーンの計時員から計時用紙を集め、必要あればストップウォッチを点検する。(SW2.8.3) (書式⑥ p.109)
- (3) 提出された計時用紙に書かれた各レーンの公式時間を記録し、検査をする。(SW2.8.4)

9 計時員 (SW2.9)

- (1) 第11条3(SW11.3)に従って時間を計測する。使用される時計は、本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものと

する。(SW2.9.1)

- (2) 出発の合図で時計を始動し、泳者がゴールしたときに時計を止める。また、計時主任から指示があれば、200m以上の競技における途中時間を記録する。(SW2.9.2) (書式⑦ p.110)
- (3) 競技終了後、速やかに結果を計時用紙に書き留め、計時主任に提出する。求められたときは時計を提示する。審判長が次の競技を開始通知するためのホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻す。(SW2.9.3)
- (4) 水中バックアップシステムが使用されていないときは、全自動装置が使用されていても、必要な数の計時員を配置する。

10 着順審判主任 (SW2.10) - 必要に応じて

- (1) 着順審判主任は、着順審判員にその職を命じ、順位決定を任せる。(SW2.10.1)
- (2) 競技終了後に、各着順審判員の着順審判用紙を集め、判定結果と順位を確定し、その結果を審判長に提出する。
(SW2.10.2) (書式⑧ p.111)
- (3) 全自動装置が利用されている場合は、各競技後、その装置によって記録された着順を報告しなければならない。

11 着順審判員 (SW2.11) - 必要に応じて

- (1) 着順審判員は、泳者が競技を終了する付近で、常に全ての競技者とゴールを見渡せる場所に位置する。(SW2.11.1)
- (2) 競技終了後に、割り当てられた任務に従って各泳者の着順を速やかに判定し、報告する。(SW2.11.2)

12 記録員 (SW2.12)

- (1) 記録主任は、コンピュータで出力した結果帳票および審判長から受け取った各競技の決定時間もしくは着順の結果を確認し、審判長と連署する。(SW2.12.1)

- (2) 記録員は競技の棄権者を管理する。競技結果を公式の書式に載せ、新記録の一覧表を作成する。必要に応じて得点を管理する。

13 通告員

- (1) 通告員は、放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。
- (2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

14 競技役員の判断(SW2.13, GR 7.5)

- (1) 競技規則(例外規定を含む)以外は、それぞれに判断をしなければならない。(SW2.13.1)
- (2) 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。(GR 7.5)

第 3 条 競技の組み合わせ(SW3)

1 全ての参加者は、あらかじめ公表された期間にベストタイムを提出しなければならない。そのタイムは記録順にリストアップをする。記録を提出していない競技者は一番遅い者として見なし、記録なしとしてリストの最後に置く。同記録あるいは記録がない者が複数いる場合は、抽選により順位を決定する。競技者が泳ぐレーンは、提出された記録によって以下のように決める。(SW3.1.1)

- (1) 単純方式：記録の最も良い者(またはチーム)を最終組の中心のレーンに置き、以下レーン順の決め方により最終組を満たし、順次前の組を同様の方法で満たす。
- (2) 平均分け方式：記録の最も良い者(またはチーム)を最終組の中心のレーンに、2番目に良い記録の者(またはチーム)をその前の組の中心レーンに置き、順次最初の組まで配置する。レーン順の決め方により、その次の者(またはチーム)を最終

の組とし、以下同じ要領で配置が完了するまで行う。

- (3) 混合分け方式：組数が4組以上ある場合に、最終組を含め3組を平均分け方式で、残りの組全てを単純方式で組み合わせる。
- 2 予選競技が1組の場合は、決勝と同じ方法で組み合わせを行い、決勝で競技を行う。(SW3.1.1.1)
- 3 予選競技が2・3組の場合は平均分け方式を用いる。
(SW3.1.1.2)
- 4 予選が4組以上の場合は、混合分け方式を用いる。(SW3.1.1.4)
- 5 例外：予選が2組以上ある競技では、一組の予選に少なくとも3名の競技者を振り分けなければならない。ただし、棄権者が出たことによって、一組が3名以下になることは差し支えない。
(SW3.1.1.6)
- 6 レーンの割り振りは以下のようにする。(SW3.1.2)
 - (1) 50m プールにおける50m 競技を除き、レーンナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1レーンとする。ただし、10レーンを使用する場合は第0レーンとする。
 - (2) 最も良い記録の者(またはチーム)を奇数レーンのプールでは中央のレーンに、6レーンのプールでは第3レーンに、8レーンおよび10レーンのプールでは第4レーンに配置し、2番目に良い記録の者(またはチーム)をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。
 - (3) 予選競技の記録が同じ場合は、レーンの配置優先順位を、抽選で決定する。
- 7 50m プールにおける50m 種目においても上記の方法により決定するが、スタートは折り返し側から行ってもよい。(SW3.1.3)
- 8 準決勝のレーンは平均分け方式を用いる。(SW3.2.1)
- 9 予選がない場合、レーンは第3条6(SW3.1.2)に従って割り振

られる。(SW3.2.2)

- 10 予選において8位、16位の競技者が1/100秒まで同記録の場合は、スイムオフまたは抽選を行い、B決勝・準決勝、決勝への進出者を決定する。スイムオフはその種目の予選終了後、実行委員会と関係者の間で決めた時間に行う。補欠の優先順位決定においても同様とする。(SW3.2.3)
- 11 B決勝・準決勝、決勝とも8レーンで行うことを原則とする。このため、B決勝・準決勝、決勝において棄権者が出た場合、その補充は、予選あるいは準決勝の記録の順位で決定される。競技は再組み合わせを行い、公表する。(SW3.2.4)
- 12 予選、B決勝・準決勝、決勝では、競技者は招集所に遅くとも競技開始の20分前に行き、チェックを受ける。(SW3.2.5)
- 13 競技会によっては、抽選でレーンを決定してもよい。(SW3.3)

第4条 出 発(SW4)

- 1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーのスタートは飛び込みによって行う。(SW4.1)
 - (1) 審判長の長いホイッスルにより競技者はスタート台に上がる。
 - (2) 出発合図員の号令によって、競技者はスタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛け、速やかにスタートの姿勢をとる。その際、両手の位置に関する制限はない。
 - (3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。(SW4.2)
 - (1) 審判長の1回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
 - (2) 2回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなく

スタートの位置につく。

(3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。

- 3 出発合図の前にスタートした競技者は失格となる。失格が宣告される前に出発合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォルススタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォルススタートしたと見なされる場合は、出発合図はせず、その競技者を失格とする。他の競技者については、元の位置に戻り再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル(背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル)から出発の手順を繰り返す。(SW4.4)

第 5 条 自 由 形(SW5)

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレーにおける自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。(SW5.1)
- 2 折り返しおよびゴールタッチでは、泳者の体の一部が壁に触れなければならない。(SW5.2)
- 3 スタートおよび折り返しの後、体が完全に水没してもよい距離15mを除き、競技中は泳者の体の一部が水面上に出なければならぬ。壁から15m地点までに頭は水面上に出なければならぬ。(SW5.3)

第 6 条 背 泳 ぎ(SW6)

- 1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていないなければならない。排水溝に

- 足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けてはならない(プールの縁、タッチ板の上端についても同様とする)。(SW6.1)
- 2 折り返し動作中を除き、競技中は常におおむけの姿勢で泳がなければならない。おおむけの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が水面に対し90度未満であることをいう。(SW6.2)
 - 3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。折り返しの間およびスタート後、折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。(SW6.3)
 - 4 折り返しを行っている間に、泳者の体の一部が自レーンの壁に触れなければならない。折り返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後はターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕あるいは同時の両腕のかきを使用することができる。足が壁から離れたときには、おおむけの姿勢に戻っていなければならない。(SW6.4)
 - 5 ゴールタッチの際、泳者はおおむけの姿勢で自レーンの壁に触れなければならない。(SW6.5)

第7条 平泳ぎ(SW7)

- 1 スタートおよび折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。最初の一かきをしている間に、次の平泳ぎの蹴りにつながるバタフライキックが1回許される。(SW7.1)
- 2 スタートと折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。いかなる時でもおおむけにはならないが、折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつぶせ

状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足の蹴りをこの順序で行う組合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行わなければならない、交互に動かしてはならない。(SW7.2)

3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へそろえて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折り返し前の最後の一かき、折り返しの動作中およびゴールにおける最後の一かきを除き、水中に入っていなければならない。両手は、スタートおよび折り返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。(SW7.3)

4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない、交互に動かしてはならない。(SW7.4)

5 両足は推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすこと、下方へのバタフライキックは第7条1を除いて許されない。足が水面から出ることは、下方へのバタフライキックとならない限り許される。(SW7.5)

6 折り返しおよびゴールタッチは、両手が同時にかつ離れた状態で行わなければならない。タッチは水面の上下どちらでもよい。折り返しおよびゴールタッチ直前は足の蹴りに続かない腕のかきだけになってよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。(SW7.6)

第8条 バタフライ(SW8)

1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつ

ぶせでなければならない。水中でのサイドキックは許される。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。(SW8.1)

- 2 競技中、両腕は水中を同時に後方へかき、水面上を同時に前方へ運ばなければならない。(SW8.2)
- 3 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。平泳ぎの足の蹴りは許されない。(SW8.3)
- 4 折り返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。(SW8.4)
- 5 泳者はスタートおよび折り返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回のキックと一かきが許される。スタートおよび折り返しの後、体は完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。また、次の折り返しあるいはゴールまで体は水面上に出ていなければならない。(SW8.5)

第 9 条 メドレー競技(SW9)

- 1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1)バタフライ (2)背泳ぎ (3)平泳ぎ (4)自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。(SW9.1)
- 2 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1)背泳ぎ (2)平泳ぎ (3)バタフライ (4)自由形 (SW9.2)

- 3 それぞれの種目をその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。(SW9.3)

第 10 条 競 技(SW10)

- 1 全ての個人競技は、男女別に行わなければならない。(SW10.1)
- 2 競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。(SW10.2)
- 3 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。(SW10.3)
- 4 折り返しの際は、泳者は各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならず、折り返しは壁で行わなければならない。(SW10.4)
- 5 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。(SW10.5)
- 6 競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。(SW10.6)
- 7 泳者が他の泳者の妨害をした場合は審判長は違反者を失格にし、その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および違反した競技者の所属する団体に報告する。(SW10.7)
- 8 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛けもしくは水着(例えば、水かきのある手袋、フィン等、粘着性のあるもの等)を使用したり、着用してはならない。ただし、ゴーグルは着用してもよい。審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。(SW10.8)
- 9 競技に参加していない競技者は、全ての泳者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技者はその競技会における以後の出場資格を失う。(SW10.9)

- 10 リレーチームは4人で構成されなければならない。混合リレーは男女各2名で構成される。混合リレーの第一泳者の記録は公認されない。(SW10.10)
- 11 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台を離れた場合は、そのチームは失格となる。(SW10.11)
- 12 泳いでいないチームメンバーが、全てのチームの全ての泳者が競技を終える前に入水した場合は、そのリレーチームは失格となる。(SW10.12)
- 13 リレーオーダーは競技前に提出しなければならない。リレーチームのメンバーは1つの競技に1回のみ参加できる。リレーチームの構成は予選と決勝で変更してもよい。ただし、メンバーはその種目に正式登録した者とする。提出されたリレーオーダーどおりに泳がなかったリレーチームは失格となる。交代は、緊急の傷病が発生してそれが文書で証明された場合のみ認められる。(SW10.13) (書式⑤ p.108)
- 14 個人競技、リレー競技の際、泳ぎ終わった泳者は、他の競技者の妨げにならないよう、速やかにプールから出なければならない。この規定に違反した競技者(またはチーム)は失格となる。(SW10.14)
- 15 競技者が他の競技者の行為によって、不利益を被った場合、審判長はその競技者を予選のときは次以降の組に出場させ、B決勝・準決勝、決勝、もしくは予選最終組のときは競技のやり直しを命じることができる。(SW10.15)
- 16 ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。(SW10.16)

第 11 条 計 時(SW11)

- 1 全自動装置は機械審判の監督下にあり、全自動装置によって計測された時間は順位、ならびに各レーンの時間を決定するのに用いられる。全自動装置によって計測された時間は、計時員が計測した時間よりも優先される。全自動装置に故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオカメラによるバックアップ装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。(SW11.1)
- 2 全自動装置が使用されている場合は、結果は1/100秒までを記録する。1/1000秒の位まで計測可能な場合であっても、1/1000秒の位は切り捨てる。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光表示板の表示は1/100秒まででなくてはならない。(SW11.2)
- 3 競技役員による計測には、半自動装置またはストップウオッチが使用される。手動による計時は3名の計時員によって計られ、使用されるグリップスイッチおよびストップウオッチは、本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものでなければならない。手動計時は1/100秒まで記録されなければならない。全自動装置を使用できない場合は、公式計時は以下の方法で決定される。(SW11.3)
 - (1) 3台のストップウオッチのうち2台が同じで、他の1台が異なる時間を計測した場合、2台の合致した時間を公式時間とする。(SW11.3.1)
 - (2) 3台のストップウオッチがそれぞれ異なる時間を計測した場合、中間の時間を公式時間とする。(SW11.3.2)
 - (3) 3台のストップウオッチのうち、2台だけが時間を計測した場合、その2台の平均時間を公式時間とする。(SW11.3.3)

- 4 競技者が失格した場合は、その旨を公式に記録しなければならないが、時間や順位を記録ならびに公表してはならない。
(SW11.4)
- 5 リレーに失格があった場合は、失格までの途中時間は公式に記録しなければならない。(SW11.5)
- 6 リレーが行われている間、先頭を泳ぐ泳者の50mごと、100mごとの途中時間は公式掲示で発表されなければならない。
(SW11.6)

第12条 記 録(SW12)

- 1 長水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(SW12.1)
- | | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|------|------|-------|
| 自 由 形 | 50m | 100m | 200m | 400m | 800m | 1500m |
| 背 泳 ぎ | 50m | 100m | 200m | | | |
| 平 泳 ぎ | 50m | 100m | 200m | | | |
| バ タ フ ラ イ | 50m | 100m | 200m | | | |
| 個 人 メ ド レ ー | 200m | 400m | | | | |
| フ リ ー リ レ ー | *4×50m | 4×100m | 4×200m | | | |
| メ ド レ ー リ レ ー | *4×50m | 4×100m | | | | |
| 混 合 フ リ ー リ レ ー | *4×50m | 4×100m | | | | |
| 混 合 メ ド レ ー リ レ ー | *4×50m | 4×100m | | | | |

* 200mのリレー競技(長水路)は世界記録の対象とはならない

- 2 短水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(SW12.2)
- | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|-------|
| 自 由 形 | 50m | 100m | 200m | 400m | 800m | 1500m |
| 背 泳 ぎ | 50m | 100m | 200m | | | |
| 平 泳 ぎ | 50m | 100m | 200m | | | |
| バ タ フ ラ イ | 50m | 100m | 200m | | | |
| 個 人 メ ド レ ー | 100m | 200m | 400m | | | |

フリーリレー 4×50m 4×100m 4×200m

メドレーリレー 4×50m 4×100m

混合フリーリレー 4×50m 4×100m

混合メドレーリレー 4×50m 4×100m

- 3 世界記録のリレーのメンバーは同じ国籍でなければならない。
(SW12.3)
- 4 競技会は少なくとも3日前に公表されたものでなければならず、全ての記録は対等の個々の競技で計測されたものでなければならない。ただし、競技会中に実行委員会がタイムトライアルとして認めた個々の競技は3日前に公表されなくてもよい。(SW12.4)
- 5 プールのそれぞれのレーンの長さは測量士や実行委員会が認めた資格者によって公認されなければならない。(SW12.5)
- 6 世界記録の場合、可動式の壁が用いられるときは、レーンの長さは競技の終わりに確認しなければならない。(SW12.6)
- 7 全ての記録は、FINA が承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。(SW12.8)
- 8 1/100 秒まで同じ時間は同記録と見なされ、その記録を達成した競技者は同記録保持者となる。優勝者の記録だけが新記録の申請ができる。競技会で同記録が出た場合は、記録を達成したそれぞれの競技者が優勝者となる。(SW12.9)
- 9 全ての記録は淡水でのみ樹立することができる。海水で樹立した世界記録は認められない。(SW12.10)
- 10 混合リレーを除き、リレーの第1泳者の記録は新記録に申請することができる。リレーの第1泳者が違反なく泳ぎ終えれば、続く泳者に失格があったとしても、第1泳者の記録は無効にはならない。(SW12.11)
- 11 オリンピック、世界選手権、ワールドカップで樹立された全ての記録は、自動的に公認される。(SW12.17)

第13条 全自動装置(SW13)

- 1 全自動装置が用いられている競技会では、順位と時間、リレーの引き継ぎの判定は、計時員に優先される。(SW13.1)
- 2 定められた競技で、全自動装置が数名の競技者の順位や時間を記録できないときは、(SW13.2)
 - (1) 計測可能な全自動装置による時間と順位を記録する。(SW13.2.1)
 - (2) 手動による時間と順位を記録する。(SW13.2.2)
- 3 公式の順位は以下のように決定する。(SW13.2.3)
 - (1) 全自動装置による時間と順位がある競技者は、その競技内で全自動装置による時間と順位がある他の競技者と比較し、相対的な順位が決められる。(SW13.2.3.1)
 - (2) 全自動装置による順位はないが、全自動装置による時間がある競技者は、全自動装置による時間がある他の競技者との時間の比較で相対的な順位が決められる。(SW13.2.3.2)
 - (3) 全自動装置による順位も時間も無い競技者は、半自動装置または3台のストップウォッチで相対的な順位が決められる。(SW13.2.3.3)
- 4 公式時間は以下のように決められる。(SW13.3.3)
 - (1) 全自動装置による公式時間はその時間となる。(SW13.3.1)
 - (2) 全自動装置によらない公式時間は、半自動装置または3台のストップウォッチの計測による時間となる。(SW13.3.1)
- 5 複数の予選がある場合、順位は以下のように決定する。
 - (1) すべての競技者の順位は、公式時間を比較して決定する。(SW13.4.1)
 - (2) 同記録で泳いだ競技者は、同じ順位とする。(SW13.4.2)

第14条 水着等(GR5)

- 1 水着、キャップ、ゴーグルは見苦しくなく、人に不快感を与えるようなものであってはならない。(GR5.1) (資料⑩ p.139)
- 2 水着は透けていてはならない。キャップを2枚かぶることは許される。(GR5.2)
- 3 審判長は、規則に反している水着を着た選手を参加させない権限を持つ。(GR5.3)

第15条 広告(GR6)

- 1 水着、キャップ、ゴーグル、その他トレーニングウェア、競技役員ユニフォーム、靴、タオル、バッグ等は規則に定められた範囲で着用が許される。ツーピースの水着は広告に関しては、ワンピースの水着と同じ扱いをする。競技者の名前、国名や国の略称は広告とは見なされない。(GR 6.1) (資料⑥ p.124)
- 2 体に広告を施すことは許されない。(GR 6.2)

第16条 抗議

- 1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、発生後30分以内にそのチームの監督または代表者が、文書で審判長に提出する。(GR 9.2) (書式⑩ p.115)
- 2 抗議は、上訴審判団が設置されている競技会においては上訴審判団によって検討され、設置されていない競技会においては、その競技会を主催する本連盟または加盟団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第17条 その他

1 本連盟または加盟団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければならない。

(1) 開催日程、会場、競技の内容、参加資格等の要項は、競技会初日の3週間前までに一般に公表されなければならない。

(2) 本連盟または加盟団体の特別の承認がない限り、競技者は本連盟の競技者資格規定により登録された者に限る。

(3) 競技施設は、本連盟のプール公認規則に基づき公認されたものでなければならない。

(4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たさなければならない。

① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。

(FR2.11, SW2.18)

② 水温は、25～28℃を基準としていること。(FR2.11)

③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。

(FR2.11)

④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は10cm以上15cm以下であること。レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。(資料⑪ p.140)

8レーンの場合、レーンロープの色は

1レーンと8レーンは緑色(2本)

2、3、6、7レーンは青色(4本)

4、5レーンは黄色(3本)

スタート側および折り返し側の壁から5mまでは赤色とする。

(FR2.6.1)

⑤ 15mマークならびに50mプールにおいて25mを示す

マークは、隣接するフロートと異なる色とすること。
 (FR2.6.2, FR2.6.3) フライングロープ、背泳ぎ用 5 m
 フラッグが設置されていること。(FR2.6.9, FR2.6.10)

8 レーンの場合のレーンロープ配置

		緑	
1		青	
2		青	
3		黄	
4		黄	
5		黄	
6		青	
7		青	
8		緑	

- 2 全ての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用または携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」(資料⑥ p.124)に違反する物品を競技会場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。

(1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。

(2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。

- 3 競技会において使用する施設、設備、機器類は、本連盟によって公認されたものでなければならない。また、公認されたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔 付 則 〕

本規則は平成 26 年 4 月 1 日以降開催される
競技会に適用される。